

第 21 回教育委員会

令和元年 11 月 26 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

議案第85号 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規則の一部を改正する規則案

議案第85号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(勤務時間、休憩時間及び休日)」に改め、同条中「勤務時間」を「勤務時間、休憩時間」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(宿日直勤務)

第4条の2 第3条の規定による勤務のほか、臨時的任用職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日において宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

第5条中「及び特別休暇」を「、特別休暇、介護休暇及び介護時間」に改める。

第6条中第1項を次のように改める。

臨時的任用職員には、任用の期間1年につき20日（任用の期間が1年に満たない場合にあっては、20日に当該任用の期間の日数をその属する会計年度の日数で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で年次休暇を与える。

第7条第1項中「ただし、任用の期間（更新された期間を含む。）を通じて当該任用の期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に6分の25を乗じて得た数に相当する日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えて与えることはできない。」を削り、同条第3項中「1日とする。」を「1日とする。ただし、定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると教育長が認めるときは、1時間を単位とすることができる。」に改める。

第8条第1項中第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 臨時的任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間又は時間

第8条第1項第7号から第10号までの規定中「女子の」を削り、同項第11号中「教育長が定める」を「教育長が認める」に改め、同項第12号中「別表第2」を「別表」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(12の2) 臨時的任用職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が認める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 教育長が認める期間につき2日

第8条第1項第13号中「1年」を「1年6月」に改め、「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下次号及び別表第2において同じ。）」を削り、「60分」を「90分」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 産前産後の期間における24週間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

第8条第1項第14号中「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は臨時的任用職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異なら

ない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。以下同じ。))」を削り、「教育長が定める」を「教育長が認める」に、「任用の期間6箇月につき2日」を「5日」に、「4日」を「10日」に改め、同項第15号中「教育長が定める」を「教育長が認める」に、「任用の期間6箇月につき2日」を「5日」に、「4日」を「10日」に改め、同項第16号中「次に定める日数」を「5日(7月1日から9月30日までの間継続して任用されない場合にあつては、その間の任用の期間18日につき1日の割合で算出した日数(1日未満の端数は切り捨てる。))」に改め、同号ア及びイを削り、同項中第17号を削り、第18号を第17号とし、同条第2項中「前項第14号、第15号及び第17号」を「前項第12号の2及び第13号の2から第15号まで」に改める。

第9条を次のように改める。

(介護休暇)

第9条 臨時的任用職員が要介護者の介護をするため、第3項から第8項までに定めるところにより、臨時的任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 第1項に規定する臨時的任用職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして行わなければならない。

4 前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

5 臨時的任用職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出(短縮して指定することの申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場

合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、申し出なければならない。

6 臨時的任用職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

第10条 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第11条 臨時的任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、その任用の期間内（当該任用の期間の初日前に当該職員が本市の職員として引き続き在職していた期間内において、この条の規定によ

る介護時間を取得したことがある場合にあっては、当該介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。)において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。ただし、当該要介護者に係る指定期間と重複する期間内においては、この限りでない。

2 介護時間の単位は、30分とする。

3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第8条関係）

死亡した者	期間	
配偶者等	7 日	
	血族	姻族
父母	7 日	3 日
子	7 日	1 日
祖父母	3 日	1 日
孫	1 日	—
兄弟姉妹	3 日	1 日
伯叔父母	1 日	1 日

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第6条の規定による年次休暇又は改正前の規則第8条第7号から第9号まで及び第12号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の規定による年次休暇又は改正後の規則第8条第7号から第9号まで及び第12号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（抄）

（勤務時間、休憩時間及び休日）

第2条 臨時的任用職員の勤務時間、**休憩時間**及び休日については、臨時的任用職員以外の常勤の職員の例による。

2 省 略

（宿日直勤務）

第4条の2 第3条の規定による勤務のほか、臨時的任用職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日において宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

（休暇の種類）

第5条 臨時的任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇、**介護休暇及び介**
、

護時間とする。

（年次休暇）

第6条 臨時的任用職員には、任用の期間に~~応じて別表第1に定める日数（任用の期間~~
~~1年につき20日（任用の期間が1年に満たな~~
~~が更新された場合にあつては、当該更新前に取得した年次休暇の日数を任用の期間~~
~~い場合にあつては、20日に当該任用の期間の日数をその属する会計年度の日数で除し~~
~~（更新された期間を含む。）に~~応じて別表第1に定める日数から減じた日数）の
て得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で
年次休暇を与える。

2－3 省 略

（病気休暇）

第7条 臨時的任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、当該職員に対し、病気休暇を与えることが

できる。ただし、任用の期間（更新された期間を含む。）を通じて当該任用の期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に6分の25を乗じて得た数に相当する日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えて与えることはできない。

2 省 略

- 3 病気休暇の単位は、1日とする。**ただし、定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると教育長が認めるときは、1時間を単位とすることができる。**

4 省 略

（特別休暇）

第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

(1)－(6) 省 略

(6)の2) 臨時的任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間又は時間

(7) 女子の臨時的任用職員が分べんする場合（次号に掲げる場合を除く。） 省 略

(8) 女子の臨時的任用職員が分べんする場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、前号に定める期間により難いとき 省 略

(9) 妊娠中の女子の臨時的任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 省 略

(10) 女子の臨時的任用職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 省 略

- (11) 臨時的任用職員が結婚する場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係を有することとなる場合 5日
認める

- (12) 忌引の場合 別表第2に定める期間

(12の2) 臨時的任用職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が認める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 教育長が認める期間につき2日

- (13) 臨時的任用職員が生後満1年6月に達しない子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下次号及び別表第2において同じ。））を育てる場合 1日2回合わせて60分を超えない範囲内
90分

で必要と認める時間

(13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 産前産後の期間における24週間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

- (14) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は臨時的任用職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。以下同じ。））の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定

認

めるその子の世話をを行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認め
める

られる場合 任用の期間 6 箇月につき 2 日 (その養育する中学校就学の始期に達す
5 日

るまでの子が 2 人以上の場合にあつては、4 日) を超えない範囲内で必要と認める
10 日

期間

- (15) 条例第12条第 1 項に規定する要介護者 (以下「要介護者」という。) の介護その他の
教育長が定める関係を長が定める世話をを行う臨時的任用職員が、当該世話を
認める

うため勤務しないことが相当であると認められる場合 任用の期間 6 箇月につき
5 日

2 日 (要介護者が 2 人以上の場合にあつては、4 日) を超えない範囲内で必要と認
10 日

範囲内で必要と認める期間

- (16) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実
のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7 月 1 日から 9 月 30 日ま
での間において次に定める日数

**5 日 (7 月 1 日から 9 月 30 日までの間継続して任用されない場合に
あつては、その間の任用の期間 18 日につき 1 日の割合で算出した日数 (1 日未満の
を超えない範囲内で必要と認める期間**

端数は切り捨てる。))

ア 当該年度の 6 月 1 日以前に任用された職員 4 日

イ 当該年度の 6 月 2 日から 7 月 1 日までの間に任用された職員 2 日

- (17) 臨時的任用職員 (教育長が定める職員に限る。) が、就職活動を行い場合 1 週間

につき 1 回を限度として必要と認める時間

(18) 省 略
(17)

2 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項第14号、第15号及び第17号

第12号の 2 及び第13号の 2 から第15号

の規定による特別休暇に準用する。

まで

(臨時的任用職員の休暇の特例)

第 9 条 第 5 条から前条までの規定にかかわらず、教育委員会所管の学校の臨時的任用
職員の給与に関する規則（平成29年大阪市規則第64号）第 2 条第 2 項に規定する教育
職員の休暇の種類及び期間は、別表第 3 のとおりとする。

(介護休暇)

第 9 条 臨時的任用職員が要介護者の介護をするため、第 3 項から第 8 項までに定めるところにより、臨時的任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 第 1 項に規定する臨時的任用職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、対し行わなければならない。

4 前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第 7 項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 臨時的任用職員は、第 3 項の申出に基づき前項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮して指定することの申出に限る。）に基づき次項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場

合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして申し出なければならない。

6 臨時的任用職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第10条 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第11条 臨時的任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、その任用の期間内（当該任用の期間の初日前に当該職員が本市の職員として引き続き在職していた期間内において、この条の規定による介護時間を取得したことがある場合にあっては、当該介護時間を取得した初日から

連続する３年の期間内に限る。)において、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当と認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。ただし、当該要介護者に係る指定期間と重複する期間内においては、この限りでない。

２ 介護時間の単位は、３０分とする。

３ 介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（職員の育児休業等に関する条例（平成４年大阪市条例第４号）第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（休暇に関する準用）

第１０条 省 略
第１２条

（施行の細目）

第１１条 省 略
第１３条

別表第 1（第 6 条関係）

任用の期間	年次休暇付与日数
2 月を超え 3 月を超えない期間	2 日
3 月を超え 4 月を超えない期間	3 日
4 月を超え 5 月を超えない期間	4 日
5 月を超え 6 月を超えない期間	5 日
6 月を超える期間	10 日

別表第 2（第 8 条関係）

死亡した者	期間
配偶者等	5 日
父母及び子	3 日
祖父母及び兄弟姉妹	1 日

別表第 3（第 9 条関係）

項番号	休暇の種類	期間
1	年次休暇	任用の期間 1 年につき 20 日 （任用の期間が 1 年に満たない場合にあっては、20 日に当該任用の期間の日数をその属する会計年度の日数

			で除して得た数を乗じて得た日数（１日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で必要と認める期間
2	病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間又は時間
3	特別休暇	臨時的任用職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合	必要と認める期間又は時間
4		臨時的任用職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合	必要と認める期間又は時間
5		風水害、震災、火災その他の非常災害により臨時的任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日を超えない範囲内で必要と認める期間
6		その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合	必要と認める期間又は時間

7		臨時的任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間又は時間
8		臨時的任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合	必要と認める期間又は時間
9		臨時的任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認める期間又は時間

10		女子の臨時的任用職員が分 べんする場合（次項に掲げる 場合を除く。）	分べん予定日の8週間（多 胎妊娠の場合にあっては、 16週間）前の日から当該分 べんの日（分べん予定日前 に分べんした場合にあって は、分べん予定日）後8週間 を経過する日までの期間内 において必要と認める期間
11		女子の臨時的任用職員が分 べんする場合で流産、早死産 その他やむを得ない事情に より、前項に定める期間によ り難いとき	産前産後を通じて16週間 （多胎妊娠の場合にあって は、24週間（ただし、分べん の日以後の期間は16週間を 限度とする。））（分べん予 定日後に分べんしたことによ り当該期間のうちの産後 の期間が8週間に満たない こととなった場合にあって は、その満たない日数に相 当する日数を16週間（多胎 妊娠の場合にあっては、24 週間）に加えた期間）を超え ない範囲内で必要と認める 期間
12		妊娠中の女子の臨時的任用 職員が妊娠に起因する体調 の不良等のため勤務するこ	1回の妊娠につき7日を超 えない範囲内で必要と認め る期間

		とが著しく困難な場合	
13		女子の臨時的任用職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合	当該職員が請求した期間
14		臨時的任用職員が結婚する場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係を有することとなる場合	5 日
15		忌引の場合	配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は臨時的任用職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）並びに血族の父母及び子が死亡した場合にあっては7日、血族の祖父母及び兄弟姉妹並びに姻族の父母が死亡した

			場合にあつては3日、血族の孫及び伯叔父母並びに姻族の子、祖父母、兄弟姉妹及び伯叔父母が死亡した場合にあつては1日
16		臨時的任用職員が配偶者等の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者等の分べんに係る入院等（つわり又は妊娠に起因する体調の不良等のため入院は含まない。）の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの日につき2日
17		臨時的任用職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回合わせて90分を超えない範囲内で必要と認める時間
18		臨時的任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含	産前産後の期間における24週間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

		む。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
19		中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間
20		条例第12条第1項に規定する要介護者の介護その他の教育長が定める世話を行う臨時的任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

21		臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月1日から9月30日までの間において5日（7月1日から9月30日までの間継続して任用されない場合にあっては、その間の任用の期間18日につき1日の割合で算出した日数（1日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で必要と認める期間
22		その他前各項の場合に準ずる特別の事由がある場合	必要と認める期間又は時間
23	介護休暇		要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認める期間
24	介護時間		要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日

		につき 2 時間を超えない範 囲内で必要と認める時間
--	--	-------------------------------

別表 省 略

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 改正理由

地方公務員法の改正に基づき、臨時的任用職員の任用は「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当することを新たに要件に加えることに伴い、常勤職員との均衡を考慮した勤務条件制度とするため、規則の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 対象職員

学校事務職員及び学校栄養職員

(2) 休暇制度

年次休暇及び夏季休暇の付与日数を除く休暇制度を常勤職員と同様とする。

ア 年次休暇の付与日数の変更

改正前：任用の期間(月単位)に応じて付与(最大 10 日)

改正後：任用の期間(日単位)に応じて付与(最大 20 日)

イ 夏季休暇の付与日数の変更

改正前：任用時期に応じて付与

任用時期	付与日数
当該年度の 6 月 1 日以前	4 日
当該年度の 6 月 2 日から 7 月 1 日までの間	2 日

改正後：7 月から 9 月の任用期間 18 日につき 1 日（最大 5 日）

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日